

青森県報

第千十四号

令和八年
一月十三日
(火曜日)告
示

青森県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年一月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 名 称 | 所 在 地 | 年 廃 月 日 止 |
|-------------|-----------------------------|-----------|
| 小笠原クリニック | 弘前市大字門外四丁目四の三九 | 令和七年四月三十日 |
| 有限会社安田調剤薬局 | 弘前市大字森町一五の一 | |
| M, s 安原調剤薬局 | 弘前市大字安原一丁目二の一安原ファ ミリオAの二 | |
| 上磯調剤薬局 | 東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田五六の三 | |
| 上磯調剤薬局三厩店 | 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町六の三 | |

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任

(西北農林水産事務所) 三

雑 報

○公立大学法人青森県立保健大学清掃作業等業務委託に係る一般競争入札

(公立大学法人青森県立保健大学) 四

正 誤

○令和四年一月十四日定例出先機関中
(西北農林水産事務所) 六

令和8年1月13日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和8年1月13日

療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

| 名 称 | 所 在 地 | 年指 定 月 日 |
|---------------|------------------|----------|
| 小笠原クリニック | 弘前市大字門外四丁目四の三九 | 弘和 七・五・一 |
| ファイン調剤薬局茂森新町店 | 弘前市大字茂森新町一丁目六の五四 | 七・六・一 |
| メガ調剤薬局黒石店 | 黒石市ちとせ三丁目二 | タ |
| 上磯調剤薬局 | 東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田五六の三 | タ |

青森県告示第八号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年一月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 名 称 | 所 在 地 | 年休 月 日 止 |
|------|----------------------------|----------|
| 越前医院 | 西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字上富田 二二〇の一 | 令和 七・六・一 |

青森県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医

青森県告示第十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年一月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 名 称 | 所 在 地 | 年廃 月 日 止 |
|------------|-----------------------------|-----------|
| 有限会社安田調剤薬局 | 弘前市大字森町一五の一 | 令和 七・四・三〇 |
| M・S安原調剤薬局 | 弘前市大字安原一丁目一の一安原ファ ミリオAの二 | 七・五・一 |

青森県告示第十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年一月十三日

青森県知事 宮下宗一郎

| 名 称 | 所 在 地 | 年 月 日 |
|---------------|------------------|---------|
| 小笠原クリニック | 弘前市大字門外四丁目四の三九 | 令和七・五・一 |
| ファイン調剤薬局茂森新町店 | 弘前市大字茂森新町一丁目六の五四 | 七・六・一 |
| メガ調剤薬局黒石店 | 黒石市ちとせ三丁目二 | ク |
| 上磯調剤薬局 | 東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田五六の三 | ク |
| 上磯調剤薬局三厩店 | 東津軽郡外ヶ浜町字三厩新町六の三 | ク |

青森県告示第十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号

一号の規定により告示する。

令和八年一月十三日

青森県知事 宮下宗一郎

出先機関

| 氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|-------|--------|------------------------|---------|
| 川口 浩一 | 川口整骨院 | 下二二の六 三戸郡南部町大字剣吉字岩ノ | 令和七・四・六 |

土地改良区の役員の就任及び退任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年一月十三日

青森県西北農林水産事務所長 豊澤順造

| ク | ク | ク | ク | ク | ク | 理 事 | 役員別の | 氏名 | 住 所 | 就任及び退任の年月日 |
|---------|---------|------|------|------|---|-----|------|----|------------------------|------------|
| 神 信義 | 茶 谷 秀光 | 今 隆光 | 神 正人 | 神 正人 | ク | ク | ク | ク | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋一七の六 | 令和七・三・二 |
| 諏 訪 松 雄 | 長 谷 川 伸 | ク | ク | ク | ク | ク | ク | ク | 大字南浮田町字早田 | 七二・三・二 |
| ク | ク | ク | ク | ク | ク | ク | ク | ク | 大字建石町字島田一 | 七二・三・二 |
| ク | ク | ク | ク | ク | ク | ク | ク | ク | 大字湯舟町字七尾三 | 七二・三・二 |

雜報

公立大学法人青森県立保健大学清掃作業等業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、公立大学法人青森県立保健大
学物品等又は特定役務の調達手続に関する規程第八条の規定により公告する。

令和八年一月十三日

公立大学法人青森県立保健大学理事長
吉池信男

卷之三

一般競争入札に付する事項
業務名 公立大学法人青森県立保健大学青島作業等業務委託

2 業務内容 入札説明書による。

3 履行期間 令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの三年間とす
る。

4 履行場所 公立大学法人青森県立保健大学（青森市大字浜館字間瀬五八の二）

二 入札に参加する者に必要な資格

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の

一 令和六年二月十三日青森県告示第百十六号（物品等の競争入札参加資格）の一
一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一

のいずれかの規定により、入札の日までに建物の清掃作業の委託の契約について

3 青森県の定める物品の製造の請負、買 Aの等級に格付けされた者であること

3 青森県の定める物品の製造の譲り受け方及び供給の方法並びに役職の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領

（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十一号。以下「指名停止要領」といふ。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の規定

出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4
一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県の定める指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当

する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けている者であること。

三

1 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
2 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和八年二月十三日午後五時までに公立大学法人青森県立保健大学理事長に提出しなければならない。また、提出した書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対しても書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

公立大学法人青森県立保健大学事務局総務課

電話 ○一七一七六五一一〇〇五

4 提出部数 一部

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市大字浜館字間瀬五八の一

公立大学法人青森県立保健大学事務局総務課

電話 ○一七一七六五一二〇〇五

2 入札書の提出期限

令和八年二月二十六日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市大字浜館字間瀬五八の一

公立大学法人青森県立保健大学 教育研究B棟二階 B202会議室

五

令和八年二月二十七日 午前十時
入札保証金及び契約保証金に関する事項

1

入札保証金
公立大学法人青森県立保健大学契約実施規程第九条第一号により免除する。

2

契約保証金
公立大学法人青森県立保健大学契約実施規程第三十四条の規定による。

六

契約書の取り交わしの時期
令和八年四月一日

七

落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、履行期間全体における見積総額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Service to be required:

Cleaning of Aomori university of
Health and Welfare

2 Full implementation period:

From April 1, 2026 through March 31, 2029

3 Time limit for tender:

5:00 p.m. February 26, 2026

4 Contact point for the notice:

A o m o r i u n i v e r s i t y o f H e a l t h a n d W e l f a r e
5 8 - 1 M a s e H a m a d a t e

A o m o r i C i t y, A o m o r i 0 3 0 - 8 5 0 5

J A P A N

T E L : 0 1 7 - 7 6 5 - 2 0 0 5

正
誤

青森県西北農林水産事務所

| | | | | | |
|---------------------------------|-----------------------|--------|--------|-------------|-------------|
| 第 四 四 〇 一 四 号 | 發 行 年 月 日 | 区 分 | 行 段 | 誤 | 正 |
| | | 七 下 | 表 中 | 齋 藤 豊 | 齊 藤 豊 |

| | | |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| (發行所・發行人) 青森市長島一丁目一番一 森号 | (印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一 番七号 | 每週月・水・金曜日發行 定価小口一枚二付二十一円七十錢 |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|